

【本案件は低入札価格調査制度対象案件です。】

入札説明書

1 一般競争に付する事項

- (1) 調達件名 航空基地新庁舎ほか基本設計業務（電子調達対象案件）
- (2) 調達内容 航空基地新設に係る基本設計
- (3) 履行期限 平成29年 3月31日
- (4) 履行場所 福岡県京都郡苅田町（北九州空港内）
- (5) 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 平成27・28年度国土交通省（第七管区海上保安本部を希望した者に限る。）一般競争参加資格「測量および建設コンサルタント等」のA又はB等級に格付けされた者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 管理技術者及び構造主任技術者は、元請けとして、国内の空港において、平成18年4月1日以降に契約が完了した、格納庫が3,000㎡以上の設計に関する業務実績を有すること。
- (5) 管理技術者は1級建築士であること及び構造主任技術者は構造設計1級建築士であること。また、管理技術者及び構造主任技術者は入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 電子認証（ICカード）の取得
電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。なお、当該ICカードについては、競争参加資格決定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札及び見積権限及び契約権限等について委任を受けた者のICカードに限る。
- (7) 電子認証（ICカード）の事前登録
電子入札にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するICカードを限定するとともに、その登録を行うためICカード確認書を提出すること。なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者は、これにあわせ、年間委任状を提出すること。
本登録にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので、注意すること。

3 契約条項等を示す場所

北九州市門司区西海岸1-3-10

第七管区海上保安本部経理補給部経理課及び第七管区海上保安本部ホームページ
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/>)

4 仕様説明及び入札・開札の時期及び場所

- (1) 仕様説明会 実施しない
- (2) 紙入札方式及び電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限
平成28年7月7日 17時00分
- (3) 紙入札方式及び電子調達システムによる入札書受領期限
平成28年7月14日 17時00分
- (4) 入札・開札
平成28年7月15日 13時30分
北九州市門司区西海岸1-3-10 第七管区海上保安本部 8階入札室
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
問い合わせ先 電子調達システムヘルプデスク TEL(0570)014-889

5 入札保証金及び契約保証金 免除

6 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第七管区海上保安本部入札・見積者心得書、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札の方法

当該入札の執行において入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

8 落札者の決定方法

(1) 第七管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

(2) 仕様書の提示する予定数量に対する総価で入札に付す。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契約書作成の要否 要

10 仕様書等交付の期間及び場所

平成28年6月24日～平成28年7月7日 17時00分

(1) 証明書等提出場所 第七管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

(2) 仕様書等交付場所 第七管区海上保安本部 経理補給部経理課

※郵送により交付を希望するものは、重量250gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を貼付したA4判用紙が折り曲げずに入る返信用封筒(宛先を明記すること)を同封して、下記12の宛先(封筒に調達案件の件名を記入すること)に平成28年7月7日(必着)までに申し込むこと。

11 入札の申込み方法

電子入札の場合

紙入札方式及び電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限までに、電子調達システムの調達案件一覧から「証明書等/提案書等」の提出ボタンをクリックし表示される証明書等提出画面より、証明書等(下記参照)を下記の形式で電子化したものを添付資料に登録し、送信を行なう。送信された内容に間違いがなければ、後日、「証明書等受付通知書」が電子調達システムにより送信されて来る。

紙入札の場合

紙入札方式及び電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限までに、必要な証明書等(下記参照)を証明書等提出場所に提出する。

電子入札にて申し込む場合の証明書等

- ・ICカード確認書(七管ホームページに登録されている物を使用すること)
- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ・年間委任状(支社等から入札に参加する場合。七管ホームページに登録されている物を使用すること)

紙入札にて申し込む場合の証明書等

- ・紙入札方式参加願(七管ホームページに登録されている物を使用すること)
- ・紙入札業者入力表(七管ホームページに登録されている物を使用すること)
- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ・年間委任状(支社等から入札に参加する場合。七管ホームページに登録されている物を使用すること)

なお、いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

※電子調達システムによる添付資料

電子調達システムによる添付資料の形式は、次のいずれかの形式で作成し提出すること。

- ・JustSYSTEM 一太郎 Ver.10 以下

- ・ Microsoft Word 2000 以下
- ・ Microsoft Excel 2000 以下
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル
画像ファイル JPEG 形式
圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

12 契約及び入札に関する問い合わせ先

〒801-8507

福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10

第七管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

(093) 321-2931 内線 2224

13 仕様内容に関する問い合わせ先

第七管区海上保安本部 経理課

(093) 321-2931 内線 2212

14 代金支払時期 検査合格後、請求書を受理した日から30日以内

15 前払金 有

(1) 請負代金の10分の3以内(低入札価格調査を受けた者は10分の2以内)。

ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。なお、低入札価格調査を受けた者との契約は、改定請負代価の10分の3以内。

(2) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業者による保証が必要となります。

16 前金支払時期 前金保証証券受託後、請求書を受理した日から14日以内。

17 既済既納部分払 無

18 危険負担 天災事変等による場合を除き、原則として請負者負担。

19 入札書提出にかかる委任

(1) 紙入札方式で入札に参加を希望する者で、代表者以外の者が入札書を提出する場合には、委任状(個別委任可)が必要。なお、電子調達システムにより入札に参加を希望する者で、代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者は、所定の受領期限までに年間委任状(原則として、個別委任は不可)が必要となる。

(2) 記載事項: 件名、委任事項(入札及び見積について、契約締結について等)、委任者記名押印、受任者記名押印

20 入札書・委任状等の書式

次のURLアドレスから、適宜ダウンロードし作成すること。なお、ダウンロードできない場合は、事前に、上記12の担当係に申し出ること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/>

21 違約金に関する特約条項の適用について

(1) 談合等不正行為があった場合の違約金等

談合等不正行為があった場合の違約金等については、契約締結業者(以下「受注者」という。)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長(以下「発注者」という。)の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命

令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(2) 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

22 その他

(1) 書面により入札箱に投函された入札書については、第七管区海上保安本部入札見積者心得書第 8 条各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。

(2) 入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、不調が判明してから約 30 分後に実施する旨、当本部から再入札通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、紙入札と電子入札が混在する場合があるため、開札処理に時間を要し、予定時間を大幅に超える場合があるので、注意すること。また、紙入札業者は、入札会場で待機すること。原則として退室は認めない。

(3) 電子入札業者は、証明書等必要書類を電子調達システムにて送信するが、各段階においてその都度、当本部から送信者に対し、通知書及び受付票等を発行するので必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。